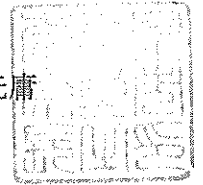




奈環ク第3号
令和3年4月16日

奈良県知事 荒井 正吾 様

奈良市長 仲川 元庸



奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書についての意見の概要の送付について

標題のことにつきまして、奈良県環境影響評価条例第四条の七の規定により、下記のとおり送付します。

記

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 公告日 | 令和3年2月17日（水曜日） |
| 2. 縦覧期間 | 令和3年2月17日（水曜日）から令和3年3月16日（火曜日） |
| 3. 意見書の提出期間 | 令和3年2月17日（水曜日）から令和3年3月30日（火曜日） |
| 4. 意見書数 | 3通 |
| 5. 意見数 | 39件 |
| 6. 意見の概要 | 別紙のとおり |



奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書
についての意見の概要

令和3年4月

奈良市

「奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階配慮書」（以下「配慮書」という。）については、奈良県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第四条の五に基づき配慮書を作成した旨を公告し、関係地域において令和3年2月17日から令和3年3月16日まで縦覧に供するとともに、奈良市ホームページにおいて電子縦覧を実施した。あわせて、条例第四条の六に基づき、公告の日から令和3年3月30日までの間に、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めた。

この結果、意見書数は3、意見数は39であった。

今般、これらの意見を整理し、条例第四条の七に基づき、以下のとおり意見の概要をとりまとめた。

表 分類ごとの意見数

分類	意見数
環境の保全の見地からの意見	
1. 総括的事項	10
2. 対象事業の目的及び内容	6
3. 複数案の設定	2
4. 計画段階配慮事項	8
5. 類似事例	1
6. 大気質	3
7. 景観	1
環境の保全の見地以外からの意見	
(1) 総括的事項	7
(2) 対象事業の目的及び内容	1
合計	39

意見の概要(1/8)

環境の保全の見地からの意見

1. 総括的事項

No.	意見の概要
1	<p>縦覧された「奈良市新クリーンセンター建設配慮書」は、以下に示すように、疑問点、誤り、不正等の問題が多々あり、「環境配慮書」及び「要約書」(令和3年2月)は再作成すべきと思います。</p> <p>又は、問題箇所等の正誤表、修正と補足資料等を改めて公示すべきと思います。</p>
2	<p>環境影響評価制度に基づき本事業を推進するために、奈良市長として本書の冒頭に(はじめに)を立ち上げて、21世紀の～、或いは循環型社会における～市民に直結する”ごみ処理問題“～の対応を適正に推進するために、その一つとしての環境影響評価制度を積極的に、自主的に、透明性を維持していく姿勢を何故示さないのか。</p>
3	<p>市民に理解しやすく、事業名、事業実施予定者、手続き根拠法令、事業の種類、規模、事業実施予定地等の概要を記述しておく必要があるのではないか。</p> <p>例えば・・・本事業は奈良県条例対象事業であり、手続きについては奈良県条例の指針により、配慮書、方法書、準備書、評価書、そして環境保全措置(事後報告書)等の手続きの流れの工程及び事業の建設工事期間、稼動予定時期などを示し環境影響評価の技術的事項については県技術指針に基づき検討する。・・・と。</p>
4	<p>本書では、新クリーンセンター建設事業の計画段階における、奈良県条例を踏まえた自主的かつ積極的な環境配慮事項を取り纏めることが重要である。事業の名称、規模、目的、根拠法令等について、第4章で記載されているが第1～3章において記載すべき事項ではないか。</p>
5	<p>改正環境影響評価制度では、新たに計画段階の配慮事項に複数案の設定がある。A案、B案の面積、事業内容、リサイクル棟の施設規模等の説明が必要ではないか。特に、敷地境界線での規制対象の騒音、振動、悪臭等の環境要素にも着目すべきでないか。</p> <p>単に、煙突高さのみの考慮でなく、周辺地域への環境影響は排出ガスと景観だけではなく騒音等の影響は無視できない。</p>
6	<p>計画段階の調査は、原則として既存資料によるが必要に応じ専門家等からの知見の収集及び現地調査・踏査等が必要でないか。</p> <p>その結果、重要な環境影響の要素の比較検討し、以降の予測・評価の手法等に最大限活用できるように検討するのではないか。</p> <p>従って、本書で示された第5章調査・予測・評価の手法と第6章調査・予測及び評価の結果は、一応、EIA手法を用いているが、社会的にも技術的に疑問点が多く信頼し難い。</p> <p>第7章総合評価も同じである。これらの章の記述内容は、単に、市民に疑惑を与えているに過ぎないし意味も持たない。</p> <p>当然、計画段階の配慮書手続き導入の背景から逸脱しているのではないか。</p>
7	<p>代表者の意味は、五市町の代表者か。奈良市の代表者であるとするれば、供用後の他の市町の住民対応(苦情など)にも奈良市長が対応するのか。</p>
8	<p>対象事業の工程、供用時期は必要でないか。今後の方法書等の手続きの概要・時期等の説明は必要でないか。</p>
9	<p>奈良県条例では、計画段階の配慮書は、事業者が事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行なう図書としている。</p> <p>しかし、両書に記載されている焼却炉の型式・規模等が決定していない時期に技術的にもデータ不足等の誤りが多々見られる第5章調査・予測・評価の手法、第6章の調査・予測・評価の結果は全く信頼性がなく疑念を与える意味のない章である。</p> <p>むしろ、第4章で現況の把握と必要な現地調査・踏査を充実すべきである。</p>
10	<p>今後の環境影響評価を行うにあたり、施設建設時〔建設工事中〕と施設稼動〔施設存在・供用時〕に大別し、以降の手続きを行なうべきである。</p>

意見の概要(2/8)

2. 対象事業の目的及び内容

No.	意見の概要
11	<p>第2章の本文で、実施想定区域について記述されているが、以下の疑問点がある。</p> <p>ア：事業実施想定区域とは。実施想定区域（2-1頁）と建設候補地（2-7頁）は同じ意味か。又、候補地区とは。</p> <p>イ：実施想定区域は（2-1頁）の欄外では、未取得で変化すると記載されているが、であれば、2-8頁の複数案の設定の記述にその旨が必要。</p> <p>ウ：実施想定区域からの奈良県立奈良養護学校との距離は。2-16頁では、隣接すると記述されているが、参照図では判明できない。</p> <p>エ：実施想定区域を表す図2, 4-1では養護学校等の位置関係が不明で周辺道路の地図ではないか。同じ図が2-11頁、2-14頁に車両の主要走行道路として掲げられているが。</p> <p>オ：都市計画法上の用途地域は。</p>
12	<p>一般的なごみ処理体制、ごみの収集運搬—中間処理（焼却、選別・圧縮、破碎）—最終処分</p> <p>の段階の現況の説明を行い、新事業計画の段階毎に環境保全対応を説明すべきであろう。</p> <p>本書で示されている、リサイクル棟の複数案Bについてもその作業内容や使用施設・規模の概要等についての記載が必要でないか。又、運搬についても、可能な限り低公害型の車両を利用するなど、運搬業者にも充分環境教育を行なうなど多々記載すべき項目がある。</p> <p>なお、本書第2章2で、エネルギーセンターを目指しているとしているが、本事業のごみ焼却施設と同じことか。</p>
13	<p>対象事業の焼却施設の種類・内容等は受注業者決定時とあるが、設置候補地の選定では各種会合で決定したが、施設選定では専門家の意見（施設選定委員会など）は求めないのか。</p>
14	<p>施設稼働時の環境保全目標（自主管理値）を表2. 7-2に掲げているが、排出ガス以外は法令の規制基準値ではないか。</p> <p>規制基準とは事業者が当然守るべき値で自主管理値とはいえない。何故に、環境影響評価を実施しているか。規制基準より厳しい基準を自主管理基準とすべきである。</p> <p>なお、建設工事中の目標値は。</p>
15	<p>市民が関心をもち重視する事項は、本事業に伴う建設工事中及び施設供用時の環境保全対応である。この点については、計画施設の環境保全目標値（自主管理値）を掲げているが内容は規制基準値である。法令的には、規制基準は、当然事業者が遵守すべき値でないか。</p>
16	<p>2-15頁、8. その他配慮書対象事業に関する事項のタイトルは妥当か。</p> <p>8. 1環境保全のための配慮事項とあるが、8. 2の項目は無い？</p> <p>供用時の大気汚染防止対策として連続測定により測定結果を常時公開するとしているが、当然、事後調査として実施想定区域内の測定・結果の報告のことであろうか。同様に、大気質以外の騒音・振動・悪臭等の測定・結果の公開を行なうべきであろう。</p>

意見の概要(3/8)

3. 複数案の設定

No.	意見の概要
17	<p>複数案の設定については、焼却炉の仕様が確定していない段階での、単に、煙突高さのみを考慮することには問題があるのではないか。</p> <p>ここではリサイクル棟の存在により計画候補地の面積、リサイクル棟での作業により設置する施設の種類・規模により環境負荷（例えば、騒音、振動、悪臭）が増加することを重視して対処すべきである。</p>
18	<p>例え複数案A、Bとしてもその面積、B案のリサイクルの施設の種類・規模台数等（後述されているように騒音・振動対策に低騒音型機械採用、騒音吸音措置を行なうとしている）を記載して複数案Bと設定すべきでないか。</p>

意見の概要(4/8)

4. 計画段階配慮事項

No.	意見の概要
19	<p>4-1頁、文中～環境要素のうち、抽出した影響要因により、重要な影響を受けるおそれがあり、～大気質、景観を選定した。～重要な影響の判断は。 ここでは、多分、供用時の配慮であると思われるが、建設工事中は。</p>
20	<p>工事中及び供用時の道路の現状の交通量、大型混入率、道路交通騒音、環境基準、地盤卓越振動等の把握がない。 重大な影響の範囲、対策、目標値あるいは環境基準の適否等について検討が必要。</p>
21	<p>最近、苦情が増えている低周波音については、全く記述がない。意図的か。問題である。低周波音に対する対策は技術的に困難を伴うことが多いために、環境評価の段階で慎重に検討しておくことが必要である。</p>
22	<p>騒音については、「騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）」として対応すべきである。</p>
23	<p>第4章配慮事項の選定において、環境要素の騒音については、騒音、低周波音に分けて対応すべきである。更に、温室効果ガスを対象に追加すべきである。</p>
24	<p>環境要素の温室効果ガス等を無視した理由は？温室効果ガスについては、建設工事時の建設機械の稼働による二酸化炭素（CO2）排出を追加し検討すべきである。</p>
25	<p>4-3頁の記述の意味が理解し難い。2-15頁に記載した配慮事項との関係は？ なお、文中で説明がない4-6頁の表4.2-2は。 本章の内容は、余りにも、本事業計画により周辺地域に環境上に問題がないことを前提に記述している。計画段階で採用する施設の規模等が未定で、しかも実施想定区域が変化する可能性がある中での重大な影響を受けるおそれがあるとして大気質、景観のみを環境配慮事項に選定したことは寧ろ市民に不信感・疑惑を示しているように思われる。</p>
26	<p>配慮事項の選定理由と選定しなかった理由、4-3頁～4-5頁、については低周波音、温室効果ガスを項目に追加して再検討すべきである。 疑問点として、選定理由に4-1頁では～重大な影響を受けるおそれがある～と、4-3頁では～重大な影響を及ぼすおそれ～、重大な影響を生じるおそれ～、と分類して選定している理由は。 本事業の環境影響評価は、施設の建設工事と施設の存在・供用の各段階で的確に実施すべき制度である。従って、計画段階に限っても配慮事項の選定についても各段階に分けて環境要素の選定を行なうべきである。 環境要素の選定は、実施想定区域における現況値と現地調査・踏査を踏まえて、以降の各手続きで科学的な予測式により予測・評価を行うための行為である。 そのため、本事業計画により排気ガス、景観以外は周辺地域の環境上に重大な影響を及ぼさないという前提で選定することは許されない。 なお、環境要素でないが実施想定区域の大気質の調査・測定時には気象観測（地上気象、上層気象）の観測値が必要である。</p>

意見の概要(5/8)

5. 類似事例

No.	意見の概要
27	<p>内容的にも曖昧で不要な第5章計画段階配慮事項の検討に係る調査・予測及び評価の手法において、1. 調査・予測及び評価の手法5-1頁で、5自治体の事業を類似事例参照として引用しているが、その出典資料名を掲げていない。なぜか。明記すべき。また、何を対象にして類似としたか疑問である。</p> <p>取り分け重大な事は、一自治体の事例の引用が正確でない。このような不適切な引用の行為は、社会的・道義的問題で許されない。猛省を促しその責任は？対処策は？</p>

意見の概要(6/8)

6. 大気質

No.	意見の概要
28	大気汚染等環境に影響を及ぼすということは、無いものと考えます。新しくなればなるほど、色々な規制も厳しいし、安全面の配慮もされたものになると考えられるので大丈夫だと思いますが、今以上に数値目標も厳しくし、安心できるようにしてほしい。
29	大気汚染に関しては3種類の煙突の高さで最大地上濃度は大差ないとされていますが、事業計画地の周辺には住宅地が広がっていますので、より丁寧な調査と予測・評価が望まれます。奈良盆地にあるため、放射冷却現象による接地逆転層が発達し、その頻度も高いと推察しますので、接地逆転層崩壊時のいぶし現象を考慮した予測・評価を行い、その他の短期高濃度現象にも配慮した調査計画として下さい。
30	第5章、6章で予測した評価結果の表6.1.3-1のダイオキシン、水銀の予測濃度がバックグラウンド濃度より高い予測結果を的確に評価せず、更に、第7章総合評価の表7-1で重大な環境影響は生じないものと総合評価している。 このことは正に、配慮書の手続き導入の背景・意義から逸脱した、単に、市民に不信感、疑念を与えるのみの内容の配慮書である。

意見の概要(7/8)

7. 景観

No.	意見の概要
31	<p>気になる点としては、景観の問題です。 場所によっては、施設、建物、煙突によって、後ろの景観が損なわれるとの報告が掲載されていた。 出来る限り、景観が損なわれないような工夫と、景観にあうような外観も考慮してほしい。</p>

意見の概要(8/8)

環境の保全の見地以外からの意見

(1) 総括的事項

No.	意見の概要
32	<p>何故、『環境配慮書』と『要約書』に分冊にしたか。両書には内容に異なる箇所が多い。どちらが正しくて信頼すべきか疑問である。</p> <p style="text-align: right;">(同種意見 他2件)</p>
33	<p>両書の記載文体が異なる。</p>
34	<p>本事業の事業者の名称が両書で異なる。『要約書』の配慮書事業者の名称とは、単に配慮書手続き段階だけの名称か。</p> <p>その後の方法書、準備書、評価書、事後報告書段階でその都度名称が変わるのか。</p>
35	<p>本配慮書を作成するために、業者に多額の血税を投じているが、この種の業務の経験不足か、能力不足か問題点が余りにも多い。</p> <p>業務契約内容に問題があるのか。</p> <p>受注業者に対してより厳しい指導監督が必要である。場合によっては、業務契約の解除、今後の本事業等の入札指名の削除等の厳しい処置も必要である。</p>
36	<p>章、節、項目の名称に不適格な用語が多い。また、タイトル名称と本文内容が一致していない箇所が多い。</p>

(2) 対象事業の目的及び内容

No.	意見の概要
37	<p>第2章タイトルに、「対象事業の名称、目的、種類、規模その他の内容」として施設設置予定地(候補地)と実施想定区域と名称を統一すること。また、「候補地区」の表現もある。</p>